

6. 裁判外の手数料

事件等	分類		弁護士報酬（手数料）の額
1 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万円以上
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	10万円以上
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上
	非定型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1% + 7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3% + 28万円 3億円以上の場合 0.1% + 88万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。
2 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	1万円以上
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	3万円以上
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
3 遺言書作成	定型		10万円から20万円の範囲内の額
	非定型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 20万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1% + 17万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3% + 38万円 3億円以上の場合 0.1% + 98万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。
4 遺言執行	基本		経済的な利益の額が 300万円以下の場合 30万円 300万円を超え3000万円以下の場合 2% + 24万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1% + 54万円 3億円以上の場合 0.5% + 204万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と受遺者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。
5 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算		資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 4% 1000万円を超え2000万円以下の場合 3% + 10万円 2000万円を超え1億円以下の場合 2% + 30万円 1億円を超え2億円以下の場合 1% + 130万円

		2億円を超え20億円以下の場合	0.5% + 230万円
		20億円以上の場合	0.3% + 630万円
6 株主総会等指導	基本	30万円以上	
	総会準備も指導する場合	50万円以上	
7 就業規則、社内規定の整備	定型	1 規程あたり10万円以上	
	非定型	弁護士と依頼者との協議により定める額	